

法務及び司法行政に関する主な課題

久保田 正志

(法務委員会調査室)

1. はじめに
2. 民事法制に関する課題
3. 刑事法制に関する課題
4. その他の課題
5. おわりに

1. はじめに

本稿では、令和2年の常会に提出が見込まれる法案関係を含め、法務及び司法行政に関する主な課題の動向を紹介することとしたい¹。

2. 民事法制に関する課題

(1) 民法及び不動産登記法の改正

ア 所有者不明土地の発生と政府の対応

人口減少や都市部への人口集中が進む我が国では、資産としての「土地」に対する国民の意識に変化が生じ、その結果、いわゆる所有者不明土地（不動産登記簿により所有者が直ちに判明せず、又は判明しても連絡がつかないため、所有者を特定することが困難となっている土地）が発生している。平成28年度の地籍調査（約62万筆）においては、不動産登記簿上で所有者不明土地の割合は、おおむね20.1%となっている²。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）において所有者不明土地に関する項目を新たに設け、「長期間相続登記が未了の土地の解消を図るための方策等について、関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す」とした。そして、平成30年1月から「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）」で法改正等の工

¹ 本稿は、令和2年2月5日現在のものである。また、ホームページの最終アクセスも全て同日である。

² 国土交通省「所有者不明土地の実態把握の状況について」（国土審議会土地政策分科会特別部会（第1回）配付資料、平29.9.12）

程を検討し、同年の第196回国会（常会）で、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（平成30年法律第49号）等の法律を成立させている。

平成30年6月、関係閣僚会議は、「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」を決定し、期限を区切って着実に対策を推進することとした。これに基づき平成31年常会に、所有権の登記がない一筆の土地のうち表題部に所有者の氏名等が登記されていないものについて登記官による所有者の探索に関する制度を設けることなどを内容とする「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案」が提出され、令和元年5月17日に成立している（令和元年法律第15号）。

なお、令和元年6月14日に関係閣僚会議は「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」を決定し、そのなかで「民事基本法制（民法・不動産登記法）の抜本的な見直し」を令和2年に行うとした。

イ 法制審への諮問と今後の展望

法務大臣は平成31年2月14日、相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組みや、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組みを整備する観点から法制審議会（法制審）に対して、民法及び不動産登記法の改正に関する諮問を行った（諮問第107号）。法制審では「民法・不動産登記法部会」を設置して審議し、令和元年12月3日に民法及び不動産登記法の改正についてそれぞれ中間試案を取りまとめた。

中間試案の内容は、①土地の相続登記の義務付け（所定期間内に申請しなければ過料）、②自然人については土地の権利関係に争いが無い等の要件を満たせば土地の所有権放棄を可能とする、③所在が分からなくなった人の財産のうち土地だけを分離して第三者が管理するなど財産管理制度を見直す、④遺産分割協議の期間を制限し（10年又は5年）、経過後は法定相続分で権利を決定する、などである。

中間試案に対しては、本年1月よりパブリックコメント手続が実施されている。同手続を経て夏までに法制審の答申がなされれば、答申に基づく民法と不動産登記法の改正案が秋の臨時国会にも提出される見通しであるとされる³。

（2）公益信託法制の見直し

公益信託とは、個人の篤志家や企業等の委託者が、学術、技芸、慈善等の公益目的のために、その所有する財産を受託者に信託し、受託者が信託財産を管理・運用して公益目的を実現するための信託事務を遂行するものであり、大正11（1922）年に制定された旧「信託法」（大正11年法律第62号）においても当初から公益信託に関する条文が設けられていた。

旧信託法は平成18年に全面的な見直しがされ、新「信託法」（平成18年法律第108号）が制定された。その際、旧信託法のうち公益信託に関する部分については実質的な改正が行われず、「公益信託ニ関スル法律」として片仮名文語体のまま残された。これは、新信

³ 『朝日新聞』（令元. 12. 4）

託法制定当時、公益信託と同様の社会的機能を有する旧民法の公益法人制度について全面的な見直しが進行していたことから、その動向を踏まえる必要があると考えられたためであった。

平成18年5月に成立した「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号）及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号）（公益法人制度改革3法）に基づき平成20年12月から開始した新たな公益法人制度の下での公益社団法人及び公益財団法人への移行状況を見守っていたが、平成25年11月に5年間の移行期間が満了したことを受け、法務省は、平成27年4月から公益社団法人商事法務研究会が主催する公益信託法改正研究会に参加するなどして、公益信託法制の見直しに向けた検討を進めてきた。同年12月に同研究会の報告書が取りまとめられたことを受けて、休会中となっていた法制審議会信託法部会が平成28年6月に調査審議を再開した。

同部会は平成29年12月に中間試案を取りまとめ、平成30年1月から2月にかけてパブリックコメント手続を実施し、その結果を踏まえて同年12月に要綱案を取りまとめた。同要綱案は平成31年2月14日に法制審議会総会において全会一致で原案どおり採択され、法務大臣に答申されている。

要綱においては、平成18年の公益法人制度改革における公益法人と同様に、主務官庁による公益信託の許可・監督制を廃止し、合議制の第三者機関への諮問を経た上で特定の行政庁が一元的に公益信託の成立を認可することとしている。また、美術館や学生寮等の不動産を公益信託の信託財産とし、美術品の展示や学生寮の運営等を信託事務とする公益信託を行うことを可能としているほか、公益信託の受託者の範囲を拡大することとしている。

今後、同要綱に基づき、法案が提出される可能性がある。

（3）民事裁判手続のIT化

民事裁判手続のIT化については、平成16年11月に成立した「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第152号）」に基づき、平成18年から支払督促手続に関してオンライン手続を可能とする督促手続オンラインシステムが導入されるなどしてきたが、民事訴訟一般に関してはそれほど進展していない状況にある。平成29年6月9日に閣議決定された「未来投資戦略2017－Society5.0の実現に向けた改革－」において、迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障等総合的な観点から、利用者目線で裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討するとされた⁴。

これを受けて、内閣官房に裁判手続等のIT化検討会が設置され、平成29年10月から検討を開始し、平成30年3月に「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ－「3つのe」の実現に向けて－」（以下「取りまとめ」という。）を公表した。取りまとめでは、民事裁

⁴ 「未来投資戦略2017－Society5.0の実現に向けた改革－」（平29.6.9閣議決定）29頁

判手続のIT化を推進していくべきであり、その検討に際しては、現行法の枠を超えて、訴えの提起・申立てからその後の手続に至るまで、基本的に紙媒体の存在を念頭に置かないIT化への抜本的対応を視野に入れる必要があるとされている。そして、①e提出(e-Filing)、②e事件管理(e-Case Management)、③e法廷(e-Court)の「3つのe」を目指し、実現可能なものから速やかに段階的に導入していくことが相当としている。

その後、平成30年6月15日に閣議決定された「未来投資戦略2018－「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革－」において、民事訴訟に関する裁判手続等の全面IT化の実現を目指すこととされた⁵ことなどを踏まえ、法務省及び最高裁判所の担当者は公益社団法人商事法務研究会が主催する民事裁判手続等IT化研究会に参加し、同研究会は同年7月から検討を開始した。

なお、平成31年4月からスタートした民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議においては、令和2年1月20日に民事裁判手続のオンライン化などを柱とする民事司法制度改革の骨子案を取りまとめているが(最終報告は本年3月に出る方向とされる⁶)、民事裁判手続等IT化研究会においても現在は原則紙媒体で提出される訴状等について、オンライン申立てを原則義務化するなどとする報告書を令和元年12月13日に取りまとめており、法務省はこの報告書を踏まえて、本年2月にも法制審に法改正を諮問する見通しとされている⁷。

3. 刑事法制に関する課題

(1) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の改正

「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」(平成25年法律第86号、以下「自動車運転処罰法」という。)第2条(危険運転致死傷)では、同条各号に当たる行為で人を負傷させた者は15年以下の懲役に、人を死亡させた者は1年以上の有期懲役に処することを定める。

平成29年6月に東名高速道路で男がワゴン車に妨害行為を繰り返して追い越し車線に停車させた結果、ワゴン車に後続のトラックが追突してワゴン車に乗っていた夫婦が死亡したという事案が発生した。男の行為は自動車運転処罰法第2条第4号「人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為」に該当するとして起訴された。一審(横浜地裁)では、停車行為は同号に該当しないとする一方、停車に至るまでの妨害運転と夫婦の死亡事故との因果関係を認め、同罪の成立を認定した。控訴審でも同罪の成立が認定されたが、一審における訴訟手続の不備が指摘されて一審に差し戻されている。

しかし、本事案のような行為にまで第4号に該当すると解釈するのは拡大解釈につながるなどの批判も出たことから、法務大臣は、本年1月15日に法制審に諮問を行った(109

⁵ 「未来投資戦略2018－「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革－」(平30.6.15閣議決定)55頁

⁶ 『朝日新聞』(令元.12.10)

⁷ 『読売新聞』(令元.12.14)

号)。

諮問の内容は、①車の通行を妨害する目的で、走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。）の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為、②高速自動車国道又は自動車専用道路において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行をさせる行為、の2つの行為についても自動車運転処罰法第2条各号に定める行為と同様に処罰できるようにすることについて意見を求めるものである。

法制審の答申は速やかになされるものと見込まれ、答申を受けて今国会に自動車運転処罰法の改正案が提出される方向である⁸。

（２）少年法の見直し

ア 法制審議会への諮問に至る経緯

大正11年に制定された旧「少年法」（大正11年法律第42号）は、昭和23（1948）年7月に全面改正され現行の「少年法」（昭和23年法律第168号）となった。旧少年法の適用は18歳未満の者に限られており、昭和23年の改正で初めて18歳以上20歳未満の者が保護処分の対象として取り込まれた。その後、少年による凶悪事件の発生等を契機として検討が行われ、平成12年以降、いわゆる原則逆送制度の導入、少年に科し得る刑の在り方の見直し等の改正を行ってきた。

平成19年5月に成立した「日本国憲法の改正手続に関する法律」（平成19年法律第51号）第3条で、憲法改正の国民投票について満18歳以上に投票権が与えられた際、併せて、同法附則第3条において、国は、公職選挙法、民法その他の法令について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとするとして、措置が講ぜられるまでの間は国民投票年齢を満20歳以上のままとするとされた。

その後、平成27年6月に成立し、選挙権年齢の18歳以上への引下げを規定した「公職選挙法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第43号）の附則第11条において、国民投票年齢や選挙権年齢が満18歳以上とされたことを踏まえ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとするとして、初めて少年法について明確に検討が求められることとなった。

以上のような経緯を踏まえ、法務省は、少年法の適用対象年齢を含む若年者に対する刑事法制の在り方全般に関する検討のため、若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会を設置して平成27年11月から検討を開始した。同勉強会は平成28年12月、少年法適用対象年齢引下げの是非について賛否両論を併記し、18歳、19歳の者を含む若年者等を対象として検討が必要となる刑事政策的措置について整理した報告書を取りまとめた。

⁸ 『日本経済新聞』（令2.1.16）

イ 法制審への諮問以降の状況

同報告書では、少年法適用対象年齢の引下げについて反対（現状維持）意見と賛成意見の両論が併記され、対象年齢を引き下げた場合に、18、19歳の若年者が更生のための処遇を受けられる刑事政策措置についても検討が行われた。

これを踏まえ、法務大臣は平成29年2月9日に「日本国憲法の改正手続に関する法律における投票権及び公職選挙法における選挙権を有する者の年齢を十八歳以上とする立法措置、民法の定める成年年齢に関する検討状況等を踏まえ、少年法の規定について検討が求められていることのほか、近時の犯罪情勢、再犯の防止の重要性等に鑑み、少年法における『少年』の年齢を十八歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項について御意見を賜りたい。」との諮問（諮問第103号）を法制審に行った。これにより、少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会（以下「部会」という。）が設置された。

部会では①少年法における「少年」の年齢と②非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備について議論が行われ、②の論点についての3つの分科会の検討を経て、非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方を検討するため、「検討のための素案」が平成30年11月28日の部会において配布された。

上記素案に基づき、部会では議論が重ねられたが、18、19歳については「家庭裁判所の関与がなければ立ち直りに影響が出る」といった意見が多く出され、令和元年12月9日、新たに部会に2案（A案、B案）が提示された。A案は重大事件に限り検察官が起訴するかを判断し、それ以外は全て家裁に送致するというもの、B案はこれまでどおり全件を家裁送致とした上で、殺人等の重大事件で家裁が検察官に送致する「逆送」についての範囲を拡大するというものである。

ただ、両案とも、現行の制度と大きく異ならないことから法改正について疑問視する声も出ているとされ⁹、当初本年2月を目安としていた部会における答申案の作成時期が遅れる可能性も指摘されている¹⁰。政府は、少年法等の一部を改正する法律案及び関係法律の整備等に関する法律案を今常会の「提出検討中の法案」としている。

（3）刑法等の見直し

（2）イで述べた平成29年2月の諮問103号では、「非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方」についても広く諮問の対象となったため、部会に3分科会が設置された。各分科会では若年犯罪以外の刑事法制についても広く議論がなされた。例えば、第1分科会では、刑の全部の執行猶予制度の在り方や自由刑の在り方が、第2分科会では宣告猶予制度や罰金の保護観察付き執行猶予

⁹ 『読売新聞』（令元. 12. 22）

¹⁰ 『毎日新聞』（令元. 12. 25）

の活用が、第3分科会では起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方、保護観察・社会復帰支援施策の充実、社会内処遇における新たな措置の導入、施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方などがそれぞれ議論されている。

第1分科会で議論された「自由刑の在り方」については、現行の懲役と禁錮を単一化して「新自由刑」として定め、拘禁に加えて「矯正に必要な処遇」を行うことができるようにすること等が議論されている。

政府は、法制審での議論を踏まえて自由刑の単一化、執行猶予制度の拡充等を盛り込んだ、刑法等の一部を改正する法律案及び関係法律の整備等に関する法律案を今常会の「提出検討中の法案」としている。

(4) 保釈中に逃亡した被告人への対応

保釈とは、一定額の保証金の納付を条件として、勾留の執行を停止し、被告人の身柄拘束を解く制度である。

保釈される人員、率はいずれも近年増加している。平成12年に地裁及び簡裁で終局前に保釈を許可された人員は8,831人、保釈率は13.0%であったものが、平成30年においては同15,593人、32.5%となっている¹¹。

このように、保釈される被告人が増加する一方、保釈中に逃走する事案もしばしば見られ、令和元年12月末には、会社法違反等の罪で起訴された後、保釈されていた日産自動車前会長のカルロス・ゴーン氏が国外に逃走した事案が生じた。

現行法においては、保釈中の被告人が逃走すること自体については罪に問うことはできず、納付された保証金を没取するに止まる。このため、逃走防止のための法改正について、森法務大臣は令和2年1月21日の記者会見で、法制審に2月中にも諮問するべく準備中である旨を述べている¹²。

答申の内容によっては、今後、刑法、刑事訴訟法等の改正案の提出が予想される。

4. その他の課題

(1) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（外弁法）の改正

ア 外国法事務弁護士制度

外国法事務弁護士制度では、外国において弁護士となる資格を有する者（外国弁護士）が、法務大臣の承認など一定の要件の下、我が国において外国法に関する一定の法律事務を取り扱うことが認められている。平成26年4月に成立した「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律」（平成26年法律第29号）により、外国法事務弁護士のみが社員となり外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人（いわゆるA法人）の設立が可能となった。

その後、平成26年6月24日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、増加す

¹¹ 最高裁判所事務総局『司法統計年報』平成12年及び平成30年

¹² 法務省「法務大臣閣議後記者会見の概要」令和2年1月21日<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00034.html>

る国際的な法的需要等を踏まえ、諸外国の制度の状況を勘案しつつ、外国法事務弁護士の承認についての職務経験要件の基準等について、外国法事務弁護士の参画を得て検討する¹³とされたことを受けて、法務省及び日本弁護士連合会は外国法事務弁護士制度に係る検討会を設置し、平成27年3月から検討を開始した。同検討会は平成28年7月に、①外国法事務弁護士として承認されるための職務経験要件の緩和に向けた前向きな検討を進めること、②弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律サービス全般の提供を目的とする法人（いわゆるB法人）制度の創設を前提として検討を進めること、を内容とする報告書を取りまとめた。

イ 外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士でない外国弁護士による国際仲裁代理

外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士でない外国弁護士（以下、両者を合わせて「外国法事務弁護士等」という。）の国際仲裁代理については、平成8年6月に成立した「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律」（平成8年法律第65号）により関連規定が整備されていた。

平成30年4月に国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議が取りまとめた「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策（中間とりまとめ）」において、外国法事務弁護士等の仲裁に関与し得る範囲の更なる明確化やその見直しの要否を検討すべきとされたこと等を受けて、法務省及び日本弁護士連合会は外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検討会を設置し、同年8月から検討を開始した。同検討会は、同年9月に、我が国における国際仲裁の活性化のため、外国法事務弁護士等が手続を代理することができる国際仲裁事件の範囲を拡大すること等を関係機関に要望する旨の報告書を取りまとめた。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～」（令和元年6月21日閣議決定）及び「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）においては、国際仲裁の活性化のために外弁法を改正する必要性が示された。そして、「国際仲裁の活性化に向けた意識啓発・広報及び人材育成に関する施策の更なる推進の方向性について」（令和元年7月4日国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議幹事会申合せ）では、意識啓発等の重要性が指摘された。

以上の経緯から、政府は、第200回国会の令和元年10月18日、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、同日、衆議院に提出した（閣法第12号）。その主な内容は、①国際仲裁代理の範囲の拡大と国際調停代理の規定の整備、②日本での労務提供期間の参入上限を現行の1年から2年に拡大することによる職務経験要件の緩和、③弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度の創設、である。

同法案は、11月29日に衆議院法務委員会において賛成多数で可決（附帯決議が付されている。）、12月3日に衆議院本会議で可決されて本院に送付され、本院法務委員会におい

¹³ 「規制改革実施計画」（平26.6.24閣議決定）43頁

て継続審査となっている。

(2) 出入国管理行政における課題

ア 外国人技能実習生及び留学生の現状

技能実習制度は、外国の青壮年労働者等を日本に一定期間受け入れて、日本の産業・職業上の知識、技術及び技能を修得させ、それぞれの国の産業発展に寄与する人材育成を目的とする制度である。同制度については、不適正な受入れを行う監理団体や実習実施者が存在するなど、制度の見直しが求められていた。

そのため、平成28年11月に成立し、平成29年11月に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(平成28年法律第89号)は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設けた。

令和元年10月末現在、日本で働く外国人労働者の数は165万8,804人(前年同期比13.6%増)に上っているが、そのうち技能実習生は38万3,978人で23.1%を占めている¹⁴。平成30年に技能実習生等に対して賃金不払等の不正行為をしたと認められる受入れ機関は3年連続で減少して112機関となり、不正行為件数も2年連続で減少して171件となるなど¹⁵、改善されてきているが、技能実習生の失踪者数は、平成30年には9,052人で過去最高となり、技能実習制度をめぐる課題は依然として残っている。

一方、留学生のアルバイトを主とする「資格外活動」は37万2,894人で外国人労働者のうち22.5%を占めているが¹⁶、「留学」の在留資格で出入国管理及び難民認定法違反により退去強制手続が執られた外国人の数は年々増加し、平成30年には2,294人(前年比33.1%増)と大幅に増加している¹⁷。

なお、留学生の就職支援を目的として、令和元年5月30日より、日本の大学又は大学院を卒業・修了した者については、日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務を含む幅広い業務に従事することを希望する場合は、在留資格「特定活動」による入国・在留を認めることとしている。引き続き、技能実習生や留学生の置かれている現状について注視していく必要がある。

イ 在留資格「特定技能」の創設

平成30年2月の経済財政諮問会議において、安倍内閣総理大臣は菅内閣官房長官及び上川法務大臣(当時)に対し、深刻な人手不足に対応するため、専門的・技術的分野に

¹⁴ 「「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和元年10月末現在)」(令2.1.31付け厚生労働省報道発表資料) <https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09109.html>

¹⁵ 「平成30年の「不正行為」について」(令元.10.4付け法務省報道発表資料) <http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00226.html>

¹⁶ 前掲注14

¹⁷ 「平成30年における入管法違反事件について」(平31.3.27付け法務省報道発表資料) <http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri09_00046.html>

における外国人受入れの制度の在り方について制度改正の検討を早急に進めるよう指示した。また、同年6月15日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」においては、中小・小規模事業者を始め人手不足が深刻化していることから、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れるため、移民政策とは異なるものとして就労を目的とする新たな在留資格を創設することとされた¹⁸。

これらの経緯を踏まえ、政府は、第197回国会（臨時会）の平成30年11月2日に、新たな外国人材の受入れのための在留資格「特定技能」を創設し、在留外国人の増加に的確に対応するために法務省の外局として出入国在留管理庁を設置する等を定めた「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」を提出し、同年12月8日に成立した（平成30年法律第102号）。

同法に基づき、特定技能1号（特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格、業務は介護等14分野）及び特定技能2号（特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格、業務は建設業及び造船・船用工業の2分野）が創設され、平成31年4月より受入れが始まっている。

令和元年11月末時点で、特定技能1号は1,019人、特定技能2号は0となっている¹⁹。

世界的な人材獲得競争が進展する中で、今後、外国人との共生社会の実現をどのように図っていくかが注目される。

5. おわりに

以上述べたほか、令和2年の常会においては、嫡出推定制度などの親子法制の見直し、選択的夫婦別氏制導入の必要性、性犯罪に係る刑法改正後の見直しに向けた検討、ヘイトスピーチやインターネット上の人権侵害事案、LGBT等の性的少数者の人権問題、国連犯罪防止刑事司法会議（京都コンgres）の日本開催を巡る諸課題等が論点となる可能性がある。これらの課題を含め、幅広い観点から議論が行われるものと見込まれる。

（くぼた まさし）

¹⁸ 「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(平30.6.15閣議決定) 26頁

¹⁹ 出入国在留管理庁「特定技能制度の運用状況について」(外国人材受入れ・共生社会に関する関係閣僚会議第6回配付資料(令元.12.20)) <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dai6/siryoul.pdf>>